

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：九州国際事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 齋 斌
- (3) 所在地：福岡県那珂川市中原五丁目54番地

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第36条第1項の規定に基づき、令和7年6月27日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って適切な入国後講習を実施していないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：アヘッド株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山田 徳義
- (3) 所 在 地：東京都足立区鹿浜 3－15－2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（37件）

令和 3 年 8 月 30 日認定「認2104014932」

令和 4 年 9 月 20 日認定「認2204020279」

令和 5 年 2 月 13 日認定「認2204050263」

同年 5 月 24 日認定「変認2304000153」

同月 29 日認定「認2304011761」「認2304011762」「認2304011763」

同年 6 月 8 日認定「認2304014057」「認2304014058」「認2304014059」
「認2304014060」

同月 16 日認定「認2304006102」「認2304006103」「認2304011961」
「認2304011962」

同年 10 月 5 日認定「変認2304001032」「変認2304001033」「変認2304001034」
「変認2304001035」「変認2304001036」「変認2304001037」
「変認2304001038」「変認2304001039」「変認2304001040」
「変認2304001041」「変認2304001042」「変認2304001043」
「変認2304001044」

同月 17 日認定「認2304047335」「認2304047336」「認2304047337」
「認2304047338」「認2304047339」「認2304047340」
「認2304047341」

令和 6 年 6 月 4 日認定「認2404009407」「認2404009408」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の旅券を保管したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社オネスティー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 加藤 幸次
代表取締役 小林 進
- (3) 所 在 地：大阪府大阪市西区靱本町一丁目 7 番17号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15件）

令和 3 年12月 2 日認定「認2108017875」「認2108017876」「認2108017877」
「認2108017878」
同月 3 日認定「認2108016762」「認2108016763」「認2108016764」
令和 5 年 2 月 1 日認定「認2208023907」「認2208023908」「認2208023909」
「認2208023910」
令和 6 年 3 月 4 日認定「認2308042430」「認2308042431」「認2308042432」
「認2308042433」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 6 月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（同法第10条第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：鬼怒川ゴム工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 増田 耕
代表取締役 榊田 峰雄
- (3) 所 在 地：千葉県千葉市稲毛区長沼町330番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）

令和 3 年11月 9 日認定「認2104027472」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 7 年 6 月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社キャリアアウト
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 末森 貴幸
 - (3) 所 在 地：岡山県岡山市南区富浜町 1-118
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 5 年 7 月 14 日認定「認2309006742」
同年10月19日認定「認2309003432」「認2309003433」
令和 6 年 9 月 6 日認定「認2409006072」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 6 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：桑原重機株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 桑原 俊一
- (3) 所 在 地：山梨県富士吉田市上吉田東八丁目16番14号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和2年12月3日認定「認2004047226」「認2004047227」

令和5年3月1日認定「認2204029440」「認2204029441」

同年5月30日認定「認2304006010」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：シンワ精機株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 玉井 伸介
代表取締役 守谷 公男
 - (3) 所 在 地：奈良県桜井市安倍木材団地二丁目 8 番地の 8
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11件）

令和 3 年 7 月 29 日認定「認2108006394」「認2108006395」
令和 4 年 2 月 24 日認定「認2108022265」
同年 8 月 8 日認定「認2208008686」「認2208008687」
令和 5 年 5 月 15 日認定「認2308005641」「認2308005642」
同月 22 日認定「認2308001947」「認2308001948」「認2308001949」
「認2308001950」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 6 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：太陽木材工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 水杉 洋一
- (3) 所 在 地：愛知県豊田市御船町奥山畑 1 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（18件）

平成31年 4 月19日認定「認1906001162」「認1906001163」「認1906001164」
令和 2 年 6 月 4 日認定「認2006008099」「認2006008100」「認2006008101」
令和 3 年 9 月15日認定「変認2106000732」「変認2106000733」「変認2106000734」
同年10月21日認定「認2106011516」「認2106011517」「認2106011518」
令和 5 年 1 月26日認定「認2206027348」「認2206027349」「認2206027350」
同年 7 月 4 日認定「認2306001381」「認2306001382」「認2306001383」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 6 月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（同法第10条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社高見澤
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高見澤 秀茂
- (3) 所 在 地：長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

令和 5 年 4 月 25 日 認定 「認2205007450」「認2205007451」「認2205007452」
「認2205007453」「認2205007454」「認2205007455」
令和 6 年 4 月 11 日 認定 「認2305007491」「認2305007492」「認2305007493」
「認2305007494」「認2305007495」「認2305007496」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：豊平 佳輝
- (2) 代表者氏名：豊平 佳輝
- (3) 所在地：沖縄県那覇市宇栄原 3－15－10 グリーンテラス V302

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和5年7月19日認定「認2312004544」「認2312004545」「認2312004546」
「認2312004547」「認2312004548」「認2312004549」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：林 里美
- (2) 代表者氏名：林 里美
- (3) 所在地：広島県江田島市江田島町宮ノ原 2－2－20

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

令和5年5月22日認定「認2309001856」「認2309001857」「認2309001858」

同年11月2日認定「認2309008920」「認2309008921」「認2309008922」

令和6年11月15日認定「認2409010741」「認2409010742」「認2409010743」

同月26日認定「認2409014316」「認2409014317」「認2409014318」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ベクトル株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 砂坂 芳朗
- (3) 所 在 地：埼玉県入間市大字上藤沢625番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和元年12月26日認定 「認1904071755」「認1904071756」「認1904071757」
令和3年12月7日認定 「認2104027567」「認2104027568」「認2104027569」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生に対し、必須業務に技能実習計画全体の2分の1以上の時間従事させていないことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社真秀コールド・フーズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 北畠 健嗣
- (3) 所 在 地：奈良県五條市住川町888番 9

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

令和 4 年 7 月 14 日 認定 「認2208005405」「認2208005406」「認2208005407」
「認2208005408」「認2208005409」「認2208005410」
令和 5 年 6 月 30 日 認定 「認2308008411」「認2308008412」「認2308008413」
「認2308008414」「認2308008415」「認2308008416」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法（昭和22年法律第49号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大和ガルバー株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 横山 丈夫
- (3) 所 在 地：埼玉県東松山市大字古凍791番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（22件）

令和2年7月28日認定「認2004022035」「認2004022036」
令和3年11月17日認定「認2104026742」「認2104026743」「認2104026744」
「認2104026745」
令和4年6月24日認定「認2204008360」「認2204008361」「認2204008362」
「認2204008363」「認2204008364」「認2204008365」
「認2204008366」
令和5年6月5日認定「認2304014728」「認2304014729」「認2304014730」
同年9月29日認定「認2304038176」「認2304038177」「認2304038178」
「認2304038179」
同年11月24日認定「認2304057548」「認2304057549」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：有限会社ユニクラフロード

(2) 代表者職氏名：代表取締役 福田 良子
代表取締役 林 聖次

(3) 所 在 地：島根県松江市野原町350番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年10月19日認定「認2109005613」「認2109005614」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年6月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。